

令和6年度

千曲市財政援助団体等監査報告書

令和7年3月3日

千曲市監査委員

令和 6 年度千曲市財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、下記監査の対象団体等（以下、「団体等」という。）の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに所管部課の財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

2 監査の対象団体等

更埴観光タクシー株式会社
公益社団法人更埴地域シルバー人材センター
長野県埴科郡土地改良区
千曲市西部土地改良区

3 監査の実施日

令和 7 年 2 月 5 日（水）及び令和 7 年 2 月 12 日（水）

4 監査の方法

監査に当たっては、財政援助に係る出納その他の事務の執行について、団体等から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、ヒアリングその他必要と認めた監査を実施した。

また、所管部課の財政援助に係る事務の執行について、各部課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、ヒアリングその他必要と認めた監査を実施した。

第 2 監査の結果等

団体及び所管部課に対する監査の結果は、いずれの補助金に係る出納及びその他の事務においても適正に処理されているものと認められた。

第3 財政援助団体の概要

対象団体： 更埴観光タクシー株式会社

所在： 千曲市大字小島 3098-12

代表者： 代表取締役 新井 誠一

1. デマンド型乗合タクシー（東部地区）運行負担金

(1) 交付金額

16,209,278 円

(2) 所管部課名

企画政策部 総合政策課

(3) 交付の目的

市民の日常的な生活交通手段を確保するための千曲市デマンド型乗合タクシーの運行に関し、市と運行事業者とで締結した協定に基づいて、事業を遂行するために必要な経費を市が負担する。

(4) 補助対象事業の内容

市内東部エリア（市循環バス東部線運行区域）におけるデマンド型乗合タクシーの運行

(5) 補助金等交付の根拠法令等

千曲市デマンド型乗合タクシー運行に関する協定書

2. デマンド型乗合タクシー実証運行負担金

(1) 交付金額

789,826 円

(2) 所管部課名

企画政策部 総合政策課

(3) 交付の目的

市民の日常的な生活交通手段を確保するための千曲市デマンド型乗合タクシーの実証運行に関し、市と運行事業者とで締結した協定に基づいて、事業を遂行するために必要な経費を市が負担する。

(4) 補助対象事業の内容

市内稲荷山・八幡等エリア（市循環バス姨捨線運行区域）におけるデマンド型乗合タクシーの運行

(5) 補助金等交付の根拠法令等

千曲市デマンド型乗合タクシー実証運行に関する協定書

監査委員の意見

ア 団体等に対する監査の意見

デマンド型乗合タクシー(東部地区)は、徐々に市民の間で定着しつつあり、特に割引対象者である障がい者や中学生などの利用割合が予想以上に高く(全体の約1/3)、いわゆる交通弱者の日常的な足となっていることが確認できました。

事業者からは乗降場の増設で利用者数が伸びる可能性があること、また市が別途行っている障がい者や妊婦向けの移動支援事業をデマンド型乗合タクシーに包含できればより効率的なシステムに繋がられるのではないかと提案がありました。

公共交通の確保は市民生活にとって大変重要な施策課題ですが、一方で年々増加する公費負担に見合うだけの利用者の増加が必要です。所管部課と更に連携を深めより効率的で持続可能性の高い公共交通システムの構築に向け事業者としても貢献いただくようお願いします。

また、上記運行事業について、高齢者や障がい者などの利用が多いことから、今後ともより一層の安全運行に努めるようお願いします。

イ 所管部課に対する監査の意見

従前から、千曲市の公共交通運行事業については、より効率的な体系の構築を求めてきました。交通事業者ともよく連携を取りながら検討を進めるよう要望します。

なお、事業者から提案があったように千曲市では交通弱者への移動支援事業が複数課で実施されています。個別に需要が発生することで交通事業者はそれぞれに対応する必要があり、限りある交通資源を効率的に活用できているとは言えません。デマンド型乗合タクシー運行事業と移動支援事業を連携させることで、より効率的な行政サービスが実施できる可能性があります。様々な観点から検討をお願いします。

対象団体： 公益社団法人更埴地域シルバー人材センター

所在： 千曲市大字杭瀬下 820 番地 3

代表者： 理事長 森 義一郎

1. 更埴地域シルバー人材センター運営費補助金

(1) 交付金額

13,944,000 円

(2) 所管部課名

健康福祉部 高齢福祉課

(3) 交付の目的

定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を図ることを目的として事業を行っているシルバー人材センターの運営に係る助成

(4) 補助対象事業の内容

シルバー人材センターの運営費(人件費・管理費)及び高年齢者の能力、希望等に応じた仕事を確保する事業

(5) 補助金等交付の根拠法令等

千曲市シルバー人材センター運営費補助金交付要項

監査委員の意見

ア 団体等に対する監査の意見

市内の高齢者の生きがいの充実や生活の安定にもつながる当該団体の活動については、市の様々な行政サービス提供の側面でも大きな役割を果たしていることが確認できました。

「高齢者雇用安定法」により、企業には従業員の65歳までの雇用確保が求められるなど、今後、センターへの潜在的な入会希望者は減少していくと推察されます。そのような中、昨年度の会員数は前年度に比べ微減に留まり、会員数拡大へ向けた取り組みに成果がみられます。

また従来の請負型から派遣型の就労形態への転換については、適正就業や会員の賃金水準・労災事故補償等の点で好ましい傾向であり、引き続き派遣型の就労を促進するよう期待します。

インボイス制度の導入やフリーランス新法など当該団体を取り巻く環境が大きく変化していますが、発注元や会員の理解を得ながら適切に対処するよう要望します。特にインボイス制度については、支払い消費税の控除ができなくなり税負担が増加している状況です。センターでは、仕入税額控除の経過措置終了を見据えた積立を毎年度行っていますが、発注元に負担していただく事務費等の値上げの検討を慎重に進め、納付財源の確保を心掛けてください。

イ 所管部課に対する監査の意見

上記のとおりセンターを取り巻く環境が大きく変化しているため情報共有しながら適切に対処できるようセンターへの助言・指導を要望します。

また、請負型から派遣型への就労形態の転換については、各種業務の発注元の立場にある各所管課における業務委託の実態を把握し、適切な契約形態となるようセンターの所管部課として指導力を発揮するようお願いします。

対象団体： 長野県埴科郡土地改良区

所在： 千曲市大字屋代 1881

代表者： 理事長 小川修一

1. 埴科郡土地改良区負担金

(1) 交付金額

45,924,788 円

(2) 所管部課名

経済部 農林課

(3) 交付の目的

農業生産性の向上、水田、畑地への灌漑事業及び施設維持管理等のため。

(4) 補助対象事業の内容

経常賦課金（一般事務費・給与等）

特別賦課金（施設維持管理費等）

(5) 補助金等交付の根拠法令等

なし

監査委員の意見

ア 団体等に対する監査の意見

当該土地改良区が対象とする農地面積は、設立時(S26年)の1400haから現状では約半分の762haまで減少しており、土地改良区として存続し続けるには大変厳しい状況となっています。運営を支える賦課金は過去の経過により市で全額負担しているため、当面の運営に支障をきたす状況にはありませんが、今後とも農地の減少傾向は続くと思われるため、市の所管部課とともに問題意識を持ち続け、より効率的な団体運営を図るよう要望します。

広範囲にわたる用水施設は建設から50年以上を経過し、施設の老朽化対応が大きな課題となっています。団体では適正化事業交付金を活用しながら優先順位を付け計画的に整備を進めていること、またそれに備えた自己資金も相当額を積み立てているとの報告がありました。これらの施設は、地域の防災・減災にも資するものです。計画的な修繕と維持管理をお願いします。

千曲市への負担金請求書の請求者名が双方代理の禁止から「総括監事」で発行されています。委員長などの適切な役職者名での請求を検討してください。

イ 所管部課に対する監査の意見

本来農地所有者が負担する賦課金は、過去の経過から市が全額負担して今日に至っています。今後、施設の老朽化は避けられず、農地の減少傾向も相まって市の負担金も増額していくことが見込まれます。当該団体と機能保全計画の進捗を共有しながら、効果的な方策を研究するとともに、将来的には維持管理に要する負担金の在り方を検討する時期が到来すると思われますので、当該団体と問題意識を共有しながら他団体の状況や国・県の考え方を把握するなど長期的な視点からの取り組みを要望します。

対象団体： 千曲市西部土地改良区

所在： 千曲市大字八幡 3004 番地 73

代表者： 理事長 佐藤利雄

1. 西部土地改良区負担金

(1) 交付金額

1,280,547 円

(2) 所管部課名

経済部 農林課

(3) 交付の目的

土地改良区施設維持管理等のため。

(4) 補助対象事業の内容

① 治田公園の維持管理に伴う草刈り作業

② 土地改良区経常賦課金

③ 県単農業農村基盤整備事業西部地区工事

- (5) 補助金等交付の根拠法令等
なし

2. 西部土地改良区補助金

- (1) 交付金額
12,830,000 円
- (2) 所管部課名
経済部 農林課
- (3) 交付の目的
千曲市西部土地改良区地域の農業生産性の向上、水田、畑地への揚水灌漑事業及び施設の維持管理事業を円滑に推進するため。
- (4) 補助対象事業の内容
農業生産性の向上、水田、畑地への揚水灌漑事業及び施設の維持管理。西沖送水管の漏水修繕を実施。
- (5) 補助金等交付の根拠法令等
土地改良区補助金交付に関する要領

監査委員の意見

ア 団体等に対する監査の意見

揚水施設等ほとんどの施設が市所有となっており、当該団体はこれらの維持管理を市の負担によって受託する立場であること、また賦課金はこれまでの経過から地区ごとに開きがありますが、口座振替方式により全体では徴収率が 98%と高い水準を維持しており、運営上のリスクが低い健全な状態にあることが確認できました。今後ともより効率的な運営に努めて下さい。

イ 所管部課に対する監査の意見

西部土地改良区における管内施設も、埴科郡土地改良区同様に老朽化による修繕費用は増加していくことが見込まれます。管内施設は千曲市所有のものが多く、最終的には千曲市の財政負担になります。当該団体と緊密に連携を取りながら、計画的に適切な対応をお願いします。